

第4次構造改革特区提案（平成15年11月28日）

【提案主体名】

多治見市

【規制の特例事項名】

郵政官署法で取り扱う市の事務範囲の拡大

【規制の特例事項の内容】

平成13年に成立した「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律」(以下「郵政官署法」という。)により郵政官署で取り扱うことのできる地方公共団体の事務が限定されている。郵政官署法第2条を改正し郵政官署において取扱いできる事務を、市の地区事務所で取り扱っている57事務に拡大する。

【該当法令等】

- ・地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条
- ・日本郵政公社法第19条第2項第16号

【措置の概要(対応策)】

- 1 地方公共団体は、日本郵政公社との協議(規約の制定・議会の議決必要)により規約を定め、次に掲げる事務を郵便局において取り扱わせることができる。
 - 戸籍の謄本、抄本等
 - 納税証明書
 - 外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書
 - 住民票の写し及び住民票記載事項証明書
 - 戸籍の附票の写し
 - 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び写し・証明書の交付事務(本人請求に係るもの)
- 2 日本郵政公社は、上記により取り扱う地方公共団体の事務その他委託を受けた地方公共団体の事務を取り扱うことができる。
 - ゴミ収集カレンダーの配布等、地方公共団体が住民の個人情報に直結する等の問題が生じないものであるとして一般私人に委託可能と判断できる事務については、地方公共団体と日本郵政公社の契約により同公社に事務を委託することが可能。 → D-1: 現行の規定により対応可能
 - 福祉関係事務、住民基本台帳関係事務、印鑑登録関係事務等現行法令上郵便局において取り扱わせることができないとされている事務を郵便局において取り扱わせることとするためには、提案元において、まず提案に係る個々の事務の具体的な内容について明確化し、さらに、郵便局における事務処理範囲・手続、郵便局において取り扱わせることの是非及び必要性等を更に精査していただき、その上で、総務省において、
 - ・住民の個人情報に関わる事務を地方公共団体以外の窓口において取り扱うことについて、プライバシーの保護、正確な事務処理の確保等に十分配慮する必要があること
 - ・相談に対する対応や、質問により請求者等の実情を把握し、場合によっては他の窓口に取り次ぐなど高度な専門的知識・判断が必要であること
 - ・住民の権利義務に甚大な影響が生じるため厳格な本人確認が必要であること
 - ・通例同時に行われる他の手続があり、それを郵便局で取り扱うことが困難なため、一方のみ取り扱ったのでは利用者にとって二度手間となること
 - などの諸要素についての精査、公権力の行使に該当する事務については地方公共団体以外の者に取り扱わせることの是非など多岐にわたる事項を検討する必要があり、また、提案元及び総務省だけではなく、提案に係る個別の事務に係る制度を所管している関係省庁、事務を取り扱うこととなる日本郵政公社等多数にわたる関係者との調整が必要であるため、さらに慎重かつ具体的な検討が必要。

→ C: 特区として対応不可

平成 18 年 9 月 13 日

地方税徵収関連業務について

総務省自治税務局

1 地方税の徵収に関する民間開放について

- 地方税の徵収等に関連する業務については、これまで地方団体の判断に基づき、納税通知書等の印刷、封入、発送業務や税に関するシステムの作成・維持管理などの業務について、これまで広く民間委託が行われていたところである。
- 平成 15 年度税制改正においては、総合規制改革会議及び構造改革特区における議論等を踏まえ、納税者の利便性の向上を図る等の観点から、それまで認められていなかった地方税の収納事務の民間委託を認めるため、地方自治法施行令の改正を行った。この改正により、自動車税などの税目を中心に、コンビニエンスストアへの地方税の収納委託を行う地方団体が近年、増加しているところである。
- これに続き、規制改革・民間開放推進3カ年計画（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）において、「地方税の徵収業務については、徴税率の向上や国民の不公平感を払拭する観点から、徵収業務にノウハウを有する民間事業者を活用することが重要であると考える。したがって、地方税の徵収について、各地方公共団体の個人情報保護政策との整合性に留意しつつ、このような事業者のノウハウを活用できる業務の民間開放を一層推進する。」こととされた。
- この決定を踏まえ、平成 17 年 4 月 1 日付けて、総務省自治税務局長通知「地方税の徵収に係る合理化・効率化の一層の推進について」（総税企第 79 号）【資料 1】及

び同企画課長通知「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」(総税企第80号)【資料2】において、納税者に関する秘密情報の保護について問題を生じることがないよう特段の配慮を行った上で、地方税の徴収について、民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等を一層推進するよう、地方団体に対し依頼をおこなったところである。

- また、この通知においては、「公権力の行使を包括的に民間事業者に委託することはできない」ものの、「当該公権力の行使に関連する補助的な業務を民間委託することまでを禁じている訳でない」ことを明記した上で、民間委託が可能な業務の例として、「滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務」や「インターネットオークションによる入札関係業務」「差押動産の専門業者による移送・保管業務」などをあげている。今後とも、こうした地方税の徴収に係る合理化・効率化のための取組を一層推進してまいりたい。
- さらに本年3月には、地方税法上の第三者納付の規定に基づき、クレジットカードを利用した地方税の納付は可能であることなどについて、地方団体へ周知したところである。
- なお、滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実をお知らせすることや、滞納者の地方税を収納するといった業務について民間委託することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報を、それらの情報が管理されている庁舎の外に持ち歩かざるを得ないこと等から、特に慎重に保護することを要する納税者に関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。

ただし、地方税法上の「督促」(注:差押の前提条件として、書面で行うことが求められている行政処分であり、単なる催告とは異なる)、滞納処分に係る財産調査のための「質問及び検査」や「搜索」(注:地方税についても、国税徴収法の例によるとされている。)、「差押」等については、公務員の中でも特に強い守秘義務が課された徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、地方税の徴収を包括的に民間委託することはできないと考えられる。

2 地方税の賦課徴収事務の流れ（イメージ）

自動車税（道府県税）の例

①賦課決定

法第145条第1項（自動車税の納稅義務者等） 自動車税は、自動車（軽自動車税の課税客体である自動車その他政令で定める自動車を除く。以下自動車税について同じ。）に對し、主たる定置場所在の道府県において、その所有者に課する。

法第148条（自動車税の賦課期日） 自動車税の賦課期日は、四月一日とする。

②納稅告知

法第13条第1項（納付又は納入の告知） 地方団体の長は、納稅者又は特別徵収義務者から地方団体の徵収金（滞納処分費を除く。）を徵収しようとするときは、これらの者に對し、文書により納付又は納入の告知をしなければならない。この場合においては、当該文書には、この法律に特別の定がある場合のほか、その納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載するものとする。

法第151条第2項（自動車税の徵収の方法） 自動車税を普通徵収の方法によつて徵収しようとする場合において納稅者に交付すべき納稅通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納稅者に交付しなければならない。

〈民間委託の例〉・納稅通知書の印刷・作成・封入

③税の収納

法第149条（自動車税の納期） 自動車税の納期は、五月中において、当該道府県の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

自令第158条の2（歳入の徵収又は収納の委託） 普通地方公共団体の歳入のうち、地方税については、前条第1項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。

法第20条の6第1項（第三者の納付又は納入及びその代位） 地方団体の徵収金は、その納稅者又は特別徵収義務者のために第三者が納付し、又は納入することができる。

〈納付方法〉・コンビニ納付・クレジットカード納付

[納期限が到来しても未納の場合]

④督促

法第165条第1項(自動車税に係る督促) 納税者が納期限までに自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

〈民間委託の例〉・督促状の印刷・作成・封入

⑤催告

〈民間委託の例〉・電話による自主的納付の呼びかけ

⑥財産調査

徵第141条(質問及び検査) 徵収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第百四十八条の二及び第百八十八条第二号において同じ。)を検査することができる。

一～略

徵第142条(搜索の権限及び方法) 徵収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

2 徵収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

一～略

3 徵収職員は、前二項の搜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

⑦差押え

法第167条(自動車税に係る滞納処分) 自動車税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該自動車税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

〈民間委託の例〉・差押え動産の移送・保管

⑧公売

徵第94条(公売) 税務署長は、差押財産を換価するときは、これを公売に付きなければならない。

2 公売は、入札又はせり賣の方法により行わなければならぬ。

〈民間委託の例〉・見積価額算出のための鑑定・インターネットオークション、・公売情報の配布・広報宣伝

公金の徴収・収納に係る規定

■地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

（私人の公金取扱いの制限）

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

■地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）

（歳入の徴収又は収納の委託）

第一百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 使用料
- 二 手数料
- 三 賃貸料
- 四 物品売払代金
- 五 貸付金の元利償還金

2 前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

（略）

第一百五十八条の二 普通地方公共団体の歳入のうち、地方税については、前条第一項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。

2 前項の規定により地方税の収納の事務の委託を受けた者（以下のこの条において「受託者」という。）は、納税通知書その他の地方税の納入に関する書類に基づかなければ、地方税の収納をすることができない。

（繰替払）

第一百六十四条 次の各号に掲げる経費の支払については、会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関をしてその収納に係る当該各号に掲げる現金を繰り替えて使用させることができる。

- 一 地方税の報奨金 当該地方税の収入金
- 二 競輪、競馬等の開催地において支払う報奨金、勝者、勝馬等の的中投票券の払戻金及び投票券の買戻金 当該競輪、競馬等の投票券の発売代金
- 三 証紙取扱手数料 当該証紙の売りさばき代金
- 四 歳入の徴収又は収納の委託手数料 当該委託により徴収又は収納した収入金
- 五 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上繰り替えて使用しなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの 当該普通地方公共団体の規則で定める収入金

■国民健康保険法（昭和三十三年十二月二十七日法律第百九十二号）

（保険料の徴収の委託）

第八十条の二 市町村は、普通徴収の方法による保険料の徴収の事務については、
収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令の定
めるところにより、私人に委託することができる。

■国民健康保険法施行令（昭和33・12・27・政令362号）

（保険料の徴収の委託）

第29条の23 市町村は、法第80条の2の規定により保険料の徴収の事務を私人
に委託したときは、その旨を告示し、かつ、世帯主の見やすい方法により公表し
なければならない。

- 2 法第80条の2の規定により保険料の徴収の事務の委託を受けた者は、市町村
の規則の定めるところにより、その徴収した保険料を、その内容を示す計算書を
添えて、市町村又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条に規定
する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは
収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。
- 3 法第80条の2の規定により保険料の徴収の事務を私人に委託した場合におい
て、必要があると認めるときは、市町村は、当該委託に係る保険料の徴収の事務
について検査することができる。

■地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第一百五十五条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

- 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 3 第四条第二項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

第一百七十五条 都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市町村の支所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。

- 2 前項に規定する機関の長は、普通地方公共団体の長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下の職員を指揮監督する。

■郵便局株式会社法（平成十七年十月二十一日法律第百号）

（業務の範囲）

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 郵便事業株式会社の委託を受けて行う郵便窓口業務
 - 二 郵便事業株式会社の委託を受けて行う印紙の売りさばき
 - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。
- 一 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）第三条第五項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務
 - 二 前号に掲げるもののほか、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務
 - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。
- 4 会社は、第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに前項に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

■地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 (平成十三年十一月十六日法律第百二十号)

（郵便局における事務の取扱い）

第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。

- 一 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項の規定に基づく同

- 項の戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第百二十条第一項の磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「戸籍謄本等」という。）の交付（当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）又は同法第十二条の二において準用する同法第十条第一項の規定に基づく同法第十二条の二の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第百二十条第一項の磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「除籍謄本等」という。）の交付（当該除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等又は除籍謄本等の引渡し
- 二 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の十の規定に基づく同条の証明書（以下この号において「納税証明書」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し
- 三 外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第四条の三第二項の規定に基づく同項の登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書（以下この号において「登録原票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る登録原票の写し等の引渡し
- 四 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項の規定に基づく同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下この号において「住民票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡し
- 五 住民基本台帳法第二十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の写し（以下この号において「戸籍の附票の写し」という。）の交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し
- 六 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書（以下この号において「印鑑登録証明書」という。）の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し

（郵便局の指定等）

- 第三条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。
- 一 その人的構成に照らして、前条各号に掲げる事務のうち郵便局において取り扱う事務（以下「郵便局取扱事務」という。）を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。
- 二 郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な施設及び設備として総務省令で定める施設及び設備を備えていること。
- 三 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な措置として総務省令で定める措置が講じられていること。
- 四 その他総務省令で定める基準に適合すること。
- 2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、郵便局株式会社に協議しなければならない。
- 3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第一項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

- 4 地方公共団体は、第一項の規定により郵便局を指定したときは、その旨、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を告示しなければならない。
- 5 地方公共団体は、郵便局株式会社との協議により、第一項の規定により指定した郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）の郵便局取扱事務若しくは郵便局取扱事務を取り扱う期間を変更し、又は同項の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

（秘密保持義務等）

第六条 事務取扱郵便局の職員又はこれらの職にあった者は、郵便局取扱事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 郵便局取扱事務に従事する事務取扱郵便局の職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員みなす。

（罰則）

第八条 第六条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

■戸籍法（昭和二十二年十二月二十二日法律第二百二十四号）

一条 戸籍に関する事務は、市町村長がこれを管掌する。

- 2 前項の事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十条 戸籍に記載されている者（その戸籍から除かれた者（その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされたものであつて、当該記載が第二十四条第二項の規定によつて訂正された場合におけるその者を除く。）を含む。）又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）の交付の請求をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の請求が不当な目的によることが明らかなときは、これを拒むことができる。

- 3 第一項の請求をしようとする者は、郵便その他の法務省令で定める方法により、戸籍謄本等の送付を求めることができる。

第十二条の二 第十条から第十条の四までの規定は、除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「除籍謄本等」という。）の交付の請求をする場合に準用する。

■地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）

（地方団体の課税権）

第二条 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

（地方団体の長の権限の委任）

第三条の二 地方団体の長は、この法律で定めるその権限の一部を、当該地方団体の条例の定めるところによつて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十五条第一項の規定によつて設ける支庁若しくは地方事務所、同法第二百五十二条の二十第一項の規定によつて設ける市の区の事務所又は同法第百五十六条第一項の規定によつて条例で設ける税務に関する事務所の長に委任することができる。

（納税証明書の交付）

第二十条の十 地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定その他の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額その他地方団体の徴収金に関する事項（この法律又はこれに基づく政令の規定により地方団体の徴収金に関して地方団体が備えなければならない帳簿に登録された事項を含む。）のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、これを交付しなければならない。

■外国人登録法（昭和二十七年四月二十八日法律第二百二十五号）

（新規登録）

第三条 本邦に在留する外国人は、本邦に入つたとき（入管法第二十六条の規定による再入国の許可を受けて出国した者が再入国したとき及び入管法第六十二条の十二の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国した者が当該難民旅行

証明書により入国したときを除く。) はその上陸の日から九十日以内に、本邦において外国人となつたとき又は出生その他の事由により入管法第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなつたときはそれぞれその外国人となつた日又は出生その他当該事由が生じた日から六十日以内に、その居住地の市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区。以下同じ。)の長に対し、次に掲げる書類及び写真を提出し、登録の申請をしなければならない。
(略)

第四条 市町村の長は、前条第一項の申請があつたときは、当該申請に係る外国人について次に掲げる事項を外国人登録原票(以下「登録原票」という。)に登録し、これを市町村の事務所に備えなければならない。(略)

(登録原票の開示等)

第四条の三 市町村の長は、次項から第五項までの規定又は他の法律の規定に基づく請求があつた場合を除き、登録原票を開示してはならない。

2 外国人は、市町村の長に対し、当該外国人に係る登録原票の写し又は登録原票に登録した事項に関する証明書(以下「登録原票記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

(略)

■住民基本台帳法(昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号)

(市町村長等の責務)

第三条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(住民基本台帳の備付け)

第五条 市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、第七条に規定する事項を記録するものとする。

(住民基本台帳の作成)

第六条 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。

(本人等の請求による住民票の写し等の交付)

第十二条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し(第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。)又は住民票に記載した事項に関する証明書(以下「住民票記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

(戸籍の附票の写しの交付)

第二十条 戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、これらの者が記録されている戸籍の附票(第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。以下この条及び第四十七条において同じ。)を備える市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる。

■旅券法（昭和二十六年十一月二十八日法律第二百六十七号）

（一般旅券の発給の申請）

第三条 一般旅券の発給を受けようとする者は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる書類及び写真を、国内においては都道府県に出頭の上都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においては最寄りの領事館（領事館が設置されていない場合には、大使館又は公使館。以下同じ。）に出頭の上領事官（領事館の長をいう。以下同じ。）に提出して、一般旅券の発給を申請しなければならない。ただし、国内において申請する場合において、急を要し、かつ、都道府県知事又は外務大臣がその必要を認めるときは、直接外務省に出頭の上外務大臣に提出することができる。

（略）

（一般旅券の発行）

第五条 外務大臣又は領事官は、第三条の規定による発給の申請に基づき、外務大臣が指定する地域以外のすべての地域を渡航先として記載した有効期間が十年の数次往復用の一般旅券を発行する。ただし、当該発給の申請をする者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、有効期間を五年とする。

（略）

（旅券の交付）

第八条 第五条の規定により発行された一般旅券は、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、外務省令で定めるところにより、当該一般旅券の発給につき第三条第一項の申請をした者の出頭を求めて当該申請者に交付する。ただし、第三条第一項ただし書の規定により直接外務大臣に申請する場合には、外務大臣が当該申請をした者の出頭を求めて当該申請者に交付する。

（略）

（記載事項に変更を生じた場合の発給又は訂正）

第十条 一般旅券の名義人は、当該一般旅券の記載事項に変更を生じた場合には、前条第一項の規定の適用がある場合を除き、遅滞なく、当該一般旅券を返納の上、第三条の規定により新たに一般旅券の発給を申請するものとする。ただし、変更を生じた記載事項が名義人の氏名その他外務省令で定める事項であるときは、外務省令で定めるところにより、当該一般旅券及び次に掲げる書類を、国内においては都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においては最寄りの領事館の領事官に提出して、当該記載事項の訂正を申請することができる。

（略）

